

# 第1 富士・東部保健福祉事務所の概要

## 1 はじめに

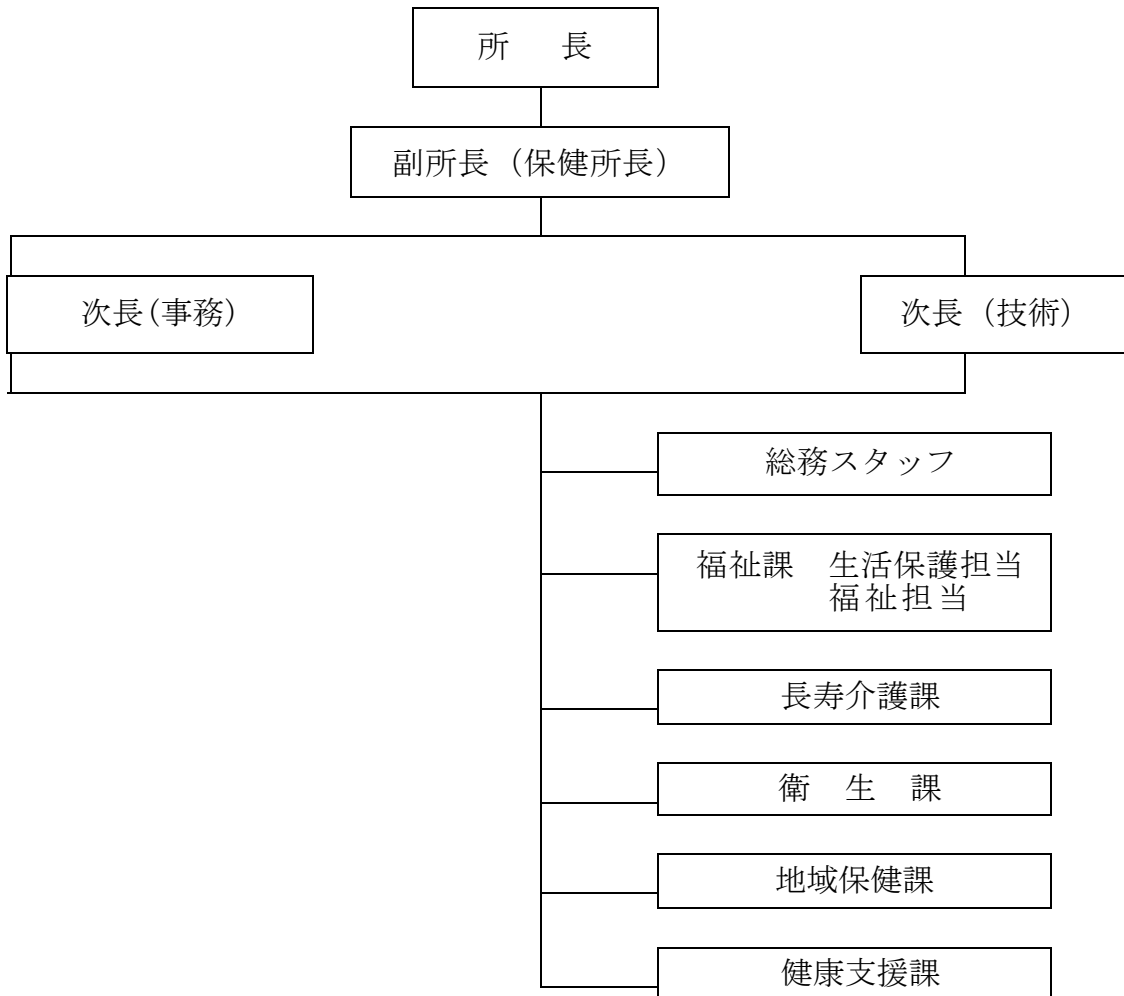
平成18年4月1日に、県組織の再編に伴い富士北麓・東部健康福祉部と大月保健所及び吉田保健所を廃止し、富士吉田市に富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）を設置した。地域住民に対する保健・医療・福祉業務の一体的な推進を図ることを業務としている。

所の所管区域は、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市及び南都留郡道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、北都留郡小菅村、丹波山村の4市2町6村である。当地域は、富士山北麓及び桂川流域を中心とした県東部に位置しており、管内面積は約1,309km<sup>2</sup>で全県の29.3%を占めている。また、森林が全面積の8割を占める山間地帯であり、隣接する東京都や神奈川県の水源地域になっている。管内の人口は平成27年9月1日現在、181,672人（前年同月比で△1,704人）であり、県全体における割合は21.9%を推移しているも、依然として県下の中では減少傾向にある。

交通状況は、鉄道がJR中央線及び富士急行線、道路は中央自動車道、国道20,137,138,139号線により県都甲府市や首都圏と直結されていて、一部の地域を除いて比較的確保されているが、管轄が広範囲にわたっているため、職員が出張し相談・書類の受付などを行い県民サービスの向上を図っている。

## 2 組織図

H27. 4. 1



### 3 職種別職員配置状況

(平成27年10月1日現在)

職業別	区別		所長	副所長(保健所長)	次長(事)	次長(技)	総務スタッフ	福祉課	長寿介護課	衛生課	地域保健課	健康支援課	計	
	事務職員	医師												
技術職員	1		1		1		3(1)	6	4	3(3)	3(2)	1(1)	22(7)	
	医師	1						1(1)			1(1)		3(2)	
	獣医師									2			2	
	薬剤師									7	3		10	
	保健師			1					1		1	4	7	
	栄養士											2	2	
	臨床検査技師										2		2	
	精神保健福祉士										2		2	
	理学療法士												1	
	小計	1	1	1	1	1	1	3(1)	7(1)	5	12(3)	12(3)	8(1)	51(9)
	母子自立支援員								2(2)					2(2)
	就労支援相談員								1(1)					1(1)
	合計	1	1	1	1	1	1	3(1)	10(4)	5	12(3)	12(3)	8(1)	54(12)

( ) は非常勤・臨時職員で内数

## 4 庁舎の概要

### (1) 富士吉田合同庁舎

所在地 山梨県富士吉田市上吉田1-2-5

建物延面積 9,003.87 m<sup>2</sup>

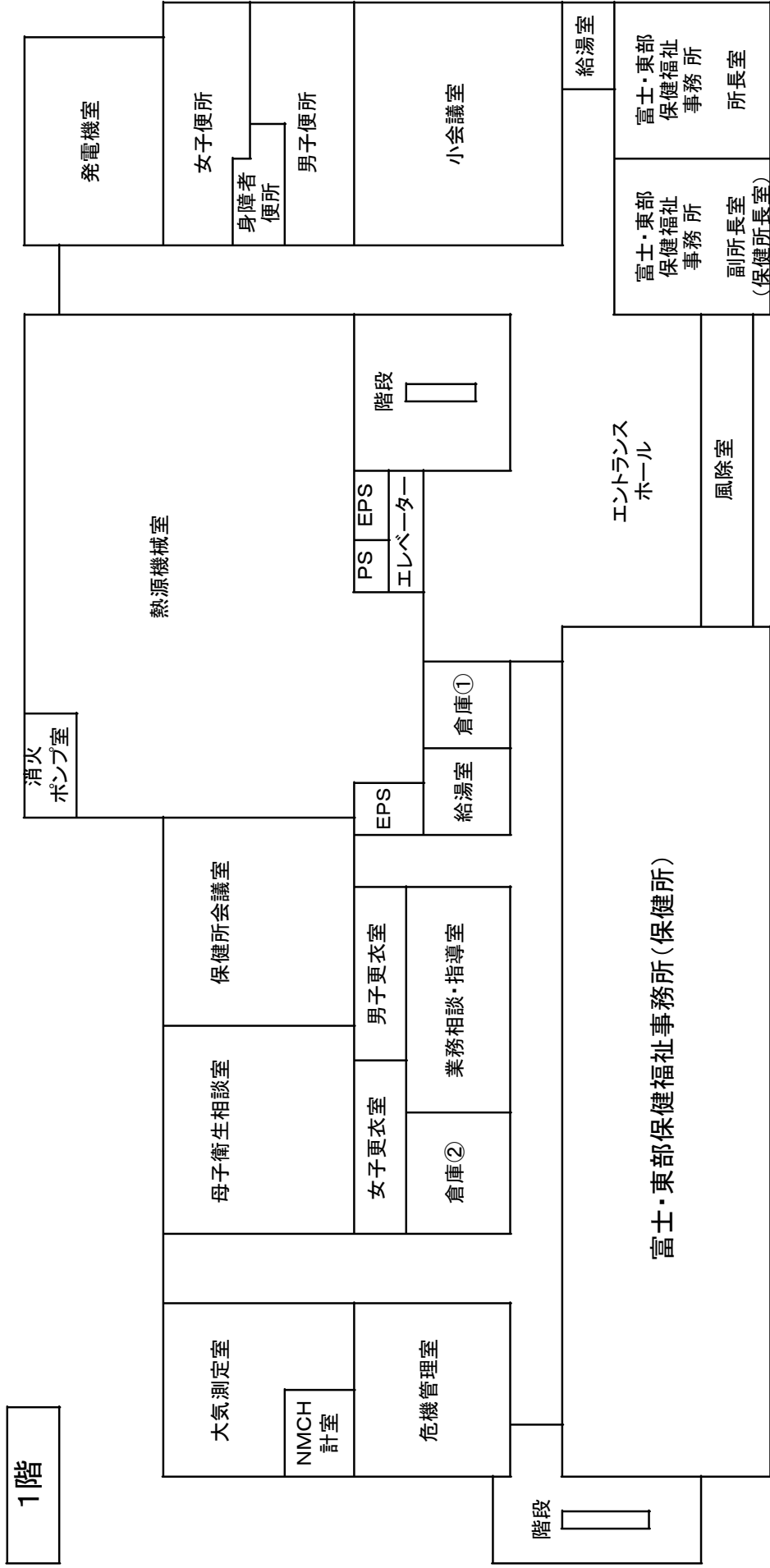
主な建物の構造 本館 鉄筋コンクリート造3階建

	倉庫・車庫棟	鉄骨造2階建
主な建物の面積	本館	3,306.84 m <sup>2</sup>
	倉庫・車庫棟	390.42 m <sup>2</sup>

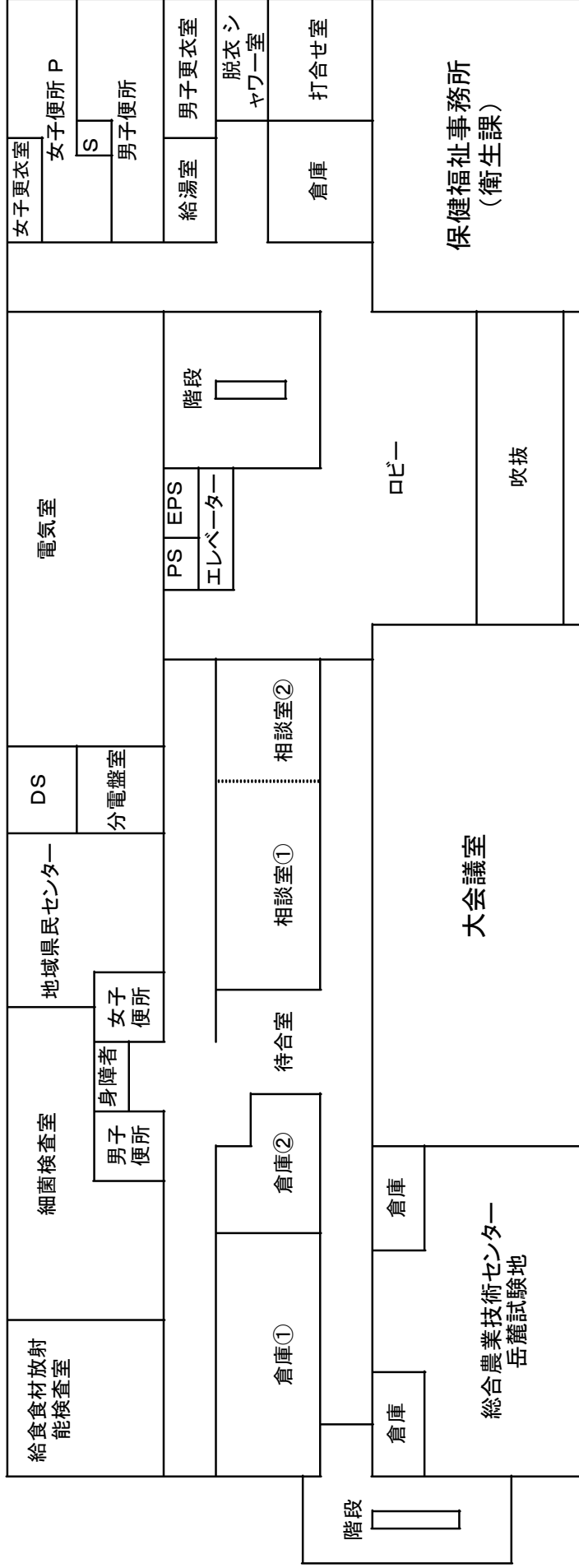
### (2) 富士・東部保健福祉事務所

富士吉田合同庁舎1階	所長室	( 31 m <sup>2</sup> )
	副所長室	( 31 m <sup>2</sup> )
	事務室	( 299 m <sup>2</sup> )
	母子衛生相談	( 37 m <sup>2</sup> )
	精神保健相談	( 42 m <sup>2</sup> )
	業務相談室	( 23 m <sup>2</sup> )
富士吉田合同庁舎2階	衛生課	( 131 m <sup>2</sup> )
富士吉田合同庁舎3階	栄養室	( 92 m <sup>2</sup> )

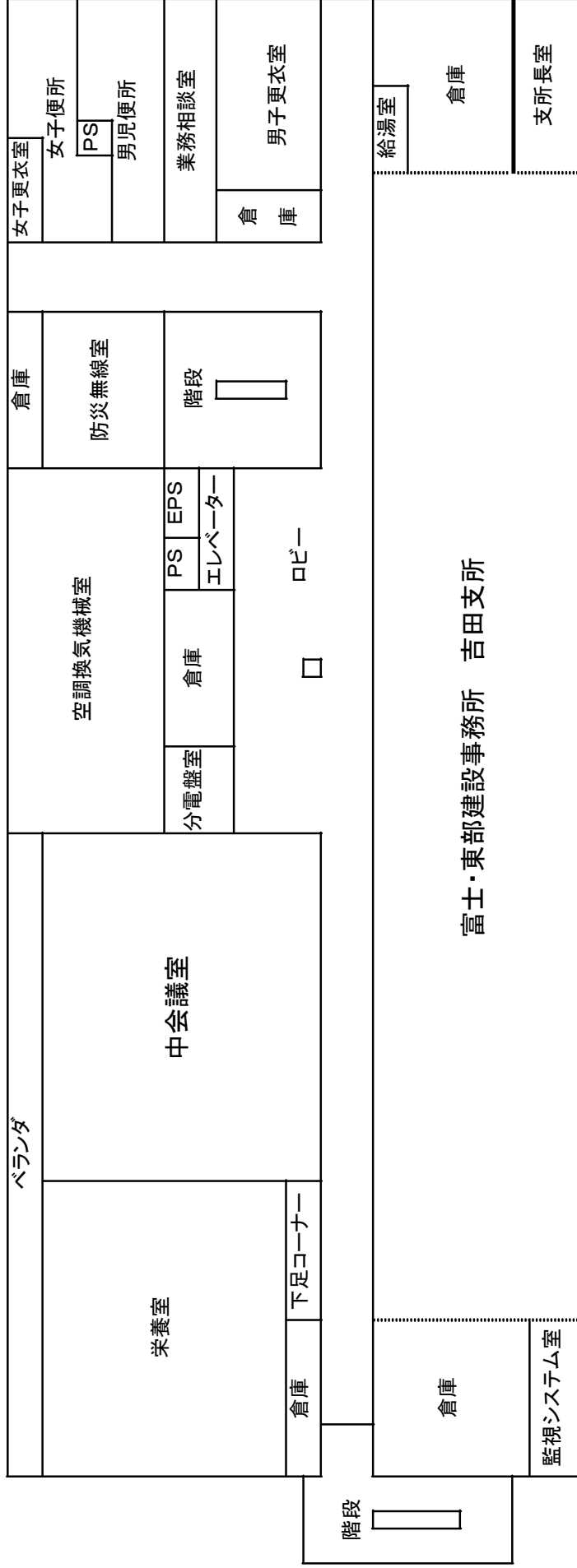
# 5 庁舎平面図



2階



3階



## 6 業務分掌

<b>総務スタッフ</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同庁舎の管理</li> <li>・ 防火管理</li> <li>・ 予算経理事務</li> <li>・ 財産管理</li> <li>・ 公印の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時職員、非常勤嘱託の任用・報告</li> <li>・ 文書管理</li> <li>・ 物品の調達、水痘、保管、修繕、処分</li> <li>・ 給与、諸手当、旅費</li> <li>・ 共済組合及び互助会</li> </ul>
<b>福祉課</b>	
<b>福祉担当</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体、知的障害者に対する相談・指導</li> <li>・ 障害者自立支援協議会の支援</li> <li>・ 発達障害児（者）支援</li> <li>・ 特別障害者手当、障害児福祉手当の給付</li> <li>・ 身体障害者の介助用自動車購入費助成</li> <li>・ 在宅重度心身障害者への居室整備補助</li> <li>・ 身体・知的障害者の自動車燃料費助成</li> <li>・ 身体、知的障害者に対する相談・指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者自立支援協議会の支援</li> <li>・ 発達障害（児）者支援</li> <li>・ 特別障害者手当・障害児福祉手当の給付</li> <li>・ 災害救助法及び災害時要援護者対策</li> <li>・ 日赤山梨県支部、南・北都留地区</li> <li>・ 公益法人社会福祉事業団体への助言・協力</li> <li>・ 保育所運営費に係る事務及び指導</li> <li>・ 母子生活支援施設等への入所関係</li> </ul>
<b>生活保護担当</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行旅病人、行旅死亡人関係</li> </ul>
<b>長寿介護課</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者福祉対策</li> <li>・ 市町村（保険者）等への支援及び助言</li> <li>・ 介護サービス事業者の指定、指導監査</li> <li>・ 高齢者虐待防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戦傷病者及び遺族の援護並びに戦没者の慰霊</li> <li>・ 行旅病人、行旅死亡人関係</li> <li>・ 認知症高齢者対策</li> <li>・ 認知症高齢者の介護家族の支援</li> </ul>
<b>衛生課</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品営業施設の許可監視・指導・許可</li> <li>・ 食中毒の調査及び防止</li> <li>・ 狂犬病の予防、動物の愛護と適正飼養</li> <li>・ 献血の推進</li> <li>・ 生活衛生営業関係施設の許可・監視・指導（旅館、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬局等の許可・監視・指導、薬物乱用防止</li> <li>・ 生活関係施設の指導・検査（水道、プール等）</li> </ul>

<b>地域保健課</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療監視・指導、医療従事者免許登録 (医師、看護師等)</li> <li>・ 医療機関等の開設・廃止・変更許可等</li> <li>・ 医療従事者・栄養士・調理師免許事務</li> <li>・ 富士・東部地域健医療推進委員会</li> <li>・ 予防接種等</li> <li>・ 結核対策 (早期発見、治療、まん延防止対策等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急医療</li> <li>・ 臓器移植、骨髄バンク</li> <li>・ 人口動態統計及び各種衛生統計、各種調査</li> <li>・ 感染症、エイズ、肝炎対策</li> <li>・ 精神保健福祉</li> <li>・ 自殺対策</li> </ul>
<b>健康支援課</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭訪問（乳幼児、難病等）</li> <li>・ 健康教育、健康相談</li> <li>・ 母子保健推進事業 (子ども療育発達相談事業等)</li> <li>・ 母子保健地域組織育成</li> <li>・ 特定不妊治療費助成事業</li> <li>・ 医療給付及び相談 (自立支援医療、療育医療・小児慢性・ 特定疾病 患)</li> <li>・ 特定疾患、難病患者地域支援対策推進事業</li> <li>・ 地域看護の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健師、助産師、看護師の業務指導</li> <li>・ 現任教育 (保健師業務研究会等)</li> <li>・ 健康づくり</li> <li>・ 健やか山梨21の推進</li> <li>・ 栄養指導、栄養調査</li> <li>・ 歯科保健、8020運動の推進</li> <li>・ 石綿（アスベスト）健康被害救済制度</li> </ul>



## 7 沿革

### (1) 大月保健所

昭和 18 年 3 月 30 日	設置許可申請
昭和 18 年 7 月 27 日	南都留郡谷村町権守一外 5 名所有の建物につき管理者 権守せつ と借家契約 (3 ヶ年)
昭和 18 年 11 月 18 日	県告示第 398 号をもって 同年 11 月 20 日下記のとおり保健所を設置 名 称：山梨県立谷村保健所 位 置：南都留郡谷村町上条 1 5 9 担当地区：南都留郡・北都留郡
昭和 19 年 10 月 1 日	吉田保健所設置に伴い 担当地区を北都留郡及び南都留郡のうち、旧谷村町、壬生、盛里、宝、秋山村に変更
昭和 21 年 10 月 21 日	谷村町により旧公益質屋 (土地・建物) の寄付を受け、管内各町村をもって組織した援護会の寄付金等で内部を改造し、保健所を移すと共に山梨県細菌検査所谷村支部を併設して事務を開始
昭和 23 年 7 月 1 日	人口 10 万人を単位として担当区域変更
昭和 23 年 8 月 31 日	山梨県細菌検査所谷村支所廃止 (山梨県告示第 337 号) により業務及び設備接收
昭和 25 年 10 月 1 日	北都留郡大月町駒橋に新庁舎が完成し、谷村保健所の名称を大月保健所に改め 10 月 20 日に移転を完了
昭和 29 年 4 月 29 日	都留市誕生に伴い、旧東桂村を担当地区に編入
昭和 37 年 5 月 1 日	機構改革により次長制が廃止され、総務課・衛生課の 2 課 4 係に変更
昭和 43 年 4 月 1 日	機構改革により、総務課・衛生課・保健予防課の 3 課 6 係に変更
昭和 46 年 4 月 1 日	機構改革により、管理職の次長を設置 大月市大月町花咲に新庁舎建設に着手
昭和 47 年 3 月 25 日	大月市大月町花咲 1625 へ庁舎を移転
昭和 48 年 4 月 1 日	機構改革により総務課に試験検査係を設置
昭和 49 年 4 月 1 日	機構改革により保健婦室を設置し、総務課試験検査係を保健予防課へ移管、環境衛生係が環境衛生公害係に変更
昭和 49 年 9 月 25 日	北都留合同庁舎敷地の合筆登記完了に伴い大月市大月町花咲 1608-3 に地番変更
昭和 55 年 4 月 1 日	機構改革により、係制の廃止
昭和 58 年 4 月 1 日	機構改革により、保健予防課を「地域保健課」に名称変更
昭和 59 年 4 月 1 日	機構改革により、保健婦室を「保健指導課」に名称変更
昭和 62 年 4 月 1 日	保健衛生幹 (技) を設置
平成 3 年 7 月	庁舎に冷暖房完備
平成 4 年 4 月 1 日	機構改革により、衛生課を「衛生・環境課」に名称変更
平成 9 年 4 月 1 日	地域保健法全面施行
平成 10 年 4 月 1 日	福祉保健部再編により技術次長を新設、保健衛生幹を廃止
平成 13 年 4 月 1 日	組織機構の見直しにより、都留福祉事務所と統合され、富士北麓・東部地域振興局福祉部 (大月保健所) となり、庁舎は大月保健所庁舎となる。 また、部長、副部長 (保健所長) が置かれ、6 課制 (保健福

	祉企画課、長寿健康課、障害福祉課、家庭福祉課、衛生課、健康支援課) となる
平成 16 年 4 月 1 日	組織機構の見直しにより、障害福祉課と家庭福祉課が一つの課に統合され、5 課制 (保健福祉企画課、長寿健康課、障害・家庭福祉課、衛生課、健康支援課) となる。
平成 18 年 3 月 31 日	組織再編により、富士北麓・東部地域振興局 健康福祉部 (大月保健所) を廃止

## (2) 吉田保健所

昭和 19 年 10 月 1 日	全国保健整備計画により、前吉田簡易保健健康相談所(南都留郡下吉田町 218)の建物を借家して業務を開始
昭和 19 年 11 月 7 日	所管区域は、南都留郡下吉田町、西桂、明見、福地、忍野、中野、船津、小立、勝山、大嵐、鳴沢、西浜、大石、河口の各市町村及び西八代郡上九一色村 精進・本栖とする。
昭和 21 年 8 月 1 日	庁舎(南都留郡下吉田 1541)を移転
昭和 23 年 5 月	道志村、東桂村を管轄区域へ編入
昭和 23 年 7 月 1 日	下吉田町下吉田 798 番地 (旧蚕糸取締所南都留支部) へ庁舎を移転
昭和 25 年 7 月	性病診療所を併設
昭和 25 年 12 月 5 日	南都留郡下吉田町下吉田 895-9 に庁舎を移転
昭和 28 年 11 月 1 日	優生保護相談所を併設
昭和 29 年 4 月 29 日	都留市制施行に伴い、東桂町が管轄を離れ、大月保健所へ移る
昭和 43 年 1 月 1 日	県機構改革に伴い、保健予防課を設置
昭和 44 年 3 月 29 日	富士吉田市上吉田 848-1 に新庁舎起工
昭和 44 年 9 月 27 日	富士吉田市上吉田 848-1 の新庁舎に移転
昭和 45 年 4 月 1 日	衛生課環境衛生係を廃止し、新たに環境営業係と環境整備係を設置
昭和 46 年 4 月 1 日	次長制を導入
昭和 47 年 11 月 1 日	庁舎増築工事完成
昭和 48 年 1 月 28 日	ボイラー室新設工事完成(暖房設備、受電施設、ボイラー室建築)
昭和 48 年 4 月 1 日	総務課に試験検査係を新設
昭和 49 年 4 月 1 日	試験検査係が総務課から保健予防課へ移管され、保健予防課の普及係が廃止になり、新たに保健婦室を設置
昭和 55 年 4 月 1 日	機構改革により、係制を廃止
昭和 58 年 4 月 1 日	機構改革により、保健予防課が地域保健課に名称変更
昭和 63 年	ダイケアルーム改修工事完成
昭和 63 年 4 月 1 日	機構改革により、衛生課に食品衛生担当と環境衛生担当を設置
平成 4 年 4 月 1 日	機構改革により、衛生課の食品衛生担当、環境衛生公害担当が廃止され、環境課を設置し、総務課に総務医務担当を設置
平成 5 年 4 月 1 日	機構改革により、環境課が環境管理課に名称変更
平成 10 年 6 月 1 日	富士吉田市上吉田 1-2-5 の富士吉田合同庁舎に移転
平成 13 年 4 月 1 日	組織再編により 富士北麓・東部地域振興局 健康保健部 (吉田保健所) となる。 環境管理課が吉田林務環境部へ移管される。

平成 18 年 3 月 31 日	組織再編により、富士北麓・東部地域振興局 健康福祉部（吉田保健所）を廃止
------------------	--------------------------------------

### （3）富士・東部保健福祉事務所

平成 18 年 4 月 1 日	旧富士北麓・東部地域振興局 健康福祉部（大月保健所、吉田保健所）を統合し、富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）を設置 5 課制（福祉課（障害福祉担当、児童生保担当）、長寿介護課、衛生課、地域保健課、健康支援課）となる。 住所：富士吉田市下吉田 1 - 2 - 5 （富士吉田合同庁舎内）
平成 24 年 4 月 1 日	機構改革により総務スタッフを設置
平成 27 年 4 月 1 日	機構改革により福祉課の 2 担当をそれぞれ生活保護担当、福祉担当に名称変更 現在に至る

## 第2 管内の概要

### 1 管内区域

富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、 12市町村（4市、2町、6村）

### 2 管内図



山梨県図 (H27. 4. 1)

### 3 管内市町村別面積・人口・世帯数

H27. 9. 1

(単位 人口は人、世帯は戸、増減率は%)

市町村名	面積 km <sup>2</sup>	区分	平成 12 国勢調査 A	増減率 ((A-H7 年) /H7 年)	平成 17 国勢調査 B	増減率 ((B-A)/A)	H22. 10. 1 国勢調査速報 C	増減率 ((C-B)/B)
富士吉田市	121. 8	人口	54, 090	△ 1. 10	52, 572	△ 2. 81	50, 617	△ 3. 70
		世帯	16, 928	4. 82	17, 381	2. 68	17, 707	1. 90
都留市	161. 6	人口	35, 513	0. 32	35, 017	△ 1. 40	33, 600	△ 4. 00
		世帯	13, 128	5. 67	13, 271	1. 09	13, 533	2. 00
大月市	280. 3	人口	33, 124	△ 5. 90	30, 879	△ 6. 78	28, 126	△ 8. 90
		世帯	10, 927	△ 4. 09	10, 524	△ 3. 69	10, 156	△ 3. 50
上野原市	170. 6	人口	30, 157	△ 0. 30	28, 986	△ 3. 88	27, 107	△ 6. 50
		世帯	10, 012	4. 71	10, 262	2. 50	10, 030	△ 2. 30
道志村	79. 6	人口	2, 087	△ 3. 07	2, 051	△ 1. 72	1, 921	△ 6. 30
		世帯	566	1. 07	595	5. 12	588	△ 1. 20
西桂町	15. 2	人口	4, 910	1. 13	4, 850	△ 1. 22	4, 538	△ 6. 40
		世帯	1, 463	5. 78	1, 482	1. 30	1, 441	△ 2. 80
忍野村	25. 2	人口	8, 367	△ 0. 04	8, 490	1. 47	8, 656	2. 00
		世帯	2, 452	1. 45	2, 670	8. 89	2, 807	5. 10
山中湖村	52. 8	人口	5, 274	△ 0. 42	5, 440	3. 15	5, 324	△ 2. 10
		世帯	1, 542	0. 00	1, 684	9. 21	1, 773	5. 30
鳴沢村	89. 6	人口	2, 864	2. 87	2, 958	3. 28	2, 963	0. 20
		世帯	856	9. 46	933	9. 00	1, 015	8. 80
富士河口湖町	158. 5	人口	23, 871	12. 91	25, 117	5. 22	25, 459	1. 40
		世帯	7, 406	16. 81	8, 758	18. 26	9, 413	7. 50
小菅村	52. 7	人口	1, 084	△ 3. 47	1, 018	△ 6. 09	816	△ 19. 80
		世帯	398	△ 1. 49	387	△ 2. 76	347	△ 10. 30
丹波山村	101. 6	人口	866	△ 11. 72	780	△ 9. 93	684	△ 12. 30
		世帯	375	△ 7. 64	356	△ 5. 07	336	△ 5. 60
市計		人口	152, 884		147, 454		139, 450	
		世帯	50, 995		51, 438		51, 426	
郡計		人口	49, 323		50, 704		50, 361	
		世帯	15, 058		16, 865		17, 720	
富士北麓地域		人口	101, 463		101, 478		99, 478	
		世帯	31, 213		33, 503		34, 744	
東部地域		人口	100, 744		96, 680		90, 333	
		世帯	34, 840		34, 800		34, 402	
県計	4, 465. 4	人口	888, 172	1. 18	884, 515	△ 0. 41	862, 772	△ 2. 46
		世帯	308, 724	△ 5. 11	321, 261	4. 06	327, 642	1. 99
管内計	1, 309. 5	人口	202, 207	3. 30	198, 158	△ 2. 00	189, 811	△ 4. 21
		世帯	66, 053	△ 4. 74	68, 303	3. 41	69, 146	1. 23

※H12 年国勢調査時の増減率のうち富士河口湖町と管内計は、上九一色村分村合併による H17 年の組み替え分が含まれていないため数値が高くなっている。

山梨県人口推計と世帯数 (単位：人)

平成27年9月1日現在 世帯数 人口推計 人口 世帯増減 人口増減 人口推計増減 (単位：人)

市町村名	世帯数		人口			自然増減				社会増減				前月1日 現在人口				
	世帯数	対前月 増減	総数	対前月 増減		① 増減	出生	死亡	② 増減	計	転入				計	転出		
				男	女						県内	県外・国外	その他			県内	県外・国外	その他
県合計	334,665	93	834,496	408,083	426,413	△216	524	740	△44	2,172	1,031	1,087	54	2,216	1,028	1,133	55	834,756
市部計	286,961	31	712,539	348,067	364,472	△166	444	610	△55	1,766	856	861	49	1,821	839	943	39	712,760
郡部計	47,704	62	121,957	60,016	61,941	△50	80	130	11	406	175	226	5	395	189	190	16	121,996
甲府市	86,145	△25	193,022	94,651	98,371	△60	113	173	△13	483	245	224	14	496	216	265	15	193,095
富士吉田市	18,143	0	48,553	23,729	24,824	△4	33	40	3	116	44	71	1	113	47	64	2	48,557
都留市	14,306	△44	32,602	15,610	16,992	△71	12	21	△82	101	44	52	5	163	43	115	5	32,673
山梨市	13,231	30	35,069	16,796	18,273	△7	14	32	25	78	44	34	0	53	30	23	0	35,062
大月市	10,030	△1	25,444	12,380	13,064	△18	5	26	3	54	16	37	1	51	19	30	2	25,462
韮崎市	11,900	9	31,086	15,425	15,661	32	23	23	32	88	42	46	0	56	26	30	0	31,054
南アルプス市	25,623	△14	71,003	34,933	36,070	△53	46	55	△44	115	67	47	1	159	80	76	3	71,056
北杜市	17,233	8	45,394	22,011	23,383	△26	19	43	△2	118	28	87	3	120	44	75	1	45,420
甲斐市	29,886	46	74,006	36,425	37,581	37	74	54	17	247	140	97	10	230	129	99	2	73,969
笛吹市	26,594	12	69,045	33,319	35,726	7	54	49	2	166	99	56	11	164	98	61	5	69,038
上野原市	9,949	0	24,962	12,454	12,508	△20	19	25	△14	39	10	29	0	53	13	39	1	24,982
甲州市	11,637	△11	31,801	15,231	16,570	△28	16	47	3	52	24	27	1	49	29	20	0	31,829
中央市	12,284	21	30,552	15,103	15,449	△11	16	22	△5	109	53	54	2	114	65	46	3	30,563
西八代郡	6,134	△11	15,748	7,605	8,143	△47	7	24	△30	22	8	13	1	52	36	15	1	15,795
市川三郷町	6,134	△11	15,748	7,605	8,143	△47	7	24	△30	22	8	13	1	52	36	15	1	15,795
南巨摩郡	14,628	12	36,907	17,797	19,110	△40	11	51	0	71	41	29	1	71	39	30	2	36,947
早川町	629	△1	1,058	545	513	△3	0	5	2	4	1	3	0	2	1	1	0	1,061
身延町	5,225	7	12,482	6,000	6,482	△18	3	25	4	24	15	9	0	20	11	9	0	12,500
南部町	2,955	4	8,076	3,893	4,183	△6	3	6	△3	13	2	10	1	16	7	9	0	8,082
富士川町	5,819	2	15,291	7,359	7,932	△13	5	15	△3	30	23	7	0	33	20	11	2	15,304
中巨摩郡	8,226	23	19,191	9,695	9,496	16	14	12	14	124	54	68	2	110	54	43	13	19,175
昭和町	8,226	23	19,191	9,695	9,496	16	14	12	14	124	54	68	2	110	54	43	13	19,175
南都留郡	18,054	36	48,807	24,284	24,523	26	48	43	21	179	71	107	1	158	60	98	0	48,781
道志村	597	1	1,765	895	870	△1	0	3	2	3	0	3	0	1	0	1	0	1,766
西桂町	1,455	9	4,274	2,059	2,215	△5	4	3	△6	11	9	2	0	17	13	4	0	4,279
忍野村	2,998	2	8,916	4,797	4,119	△7	11	12	△6	39	15	24	0	45	14	31	0	8,923
山中湖村	1,896	2	5,199	2,526	2,673	△9	4	5	△8	25	10	15	0	33	10	23	0	5,208
鳴沢村	1,062	4	2,925	1,408	1,517	7	0	0	7	10	3	7	0	3	0	3	0	2,918
富士河口湖町	10,046	18	25,728	12,599	13,129	41	29	20	32	91	34	56	1	59	23	36	0	25,687
北都留郡	662	2	1,304	635	669	6	0	0	6	10	1	9	0	4	0	4	0	1,298
小菅村	339	0	712	341	371	5	0	0	5	7	1	6	0	2	0	2	0	707
丹波山村	323	2	592	294	298	1	0	0	1	3	0	3	0	2	0	2	0	591

(注1) 平成27年9月1日現在とは、平成22年10月1日現在の国勢調査確定数に以後の動態を増減したものである。(注2) 転入・転出のうち、その他とは、転入の場合は隠れ転入等、転出の場合は隠れ転出等によるものである。(注3) 「△」は、マイナスを示す。